

求人者・求職者の皆様へ

株式会社サン・プランナー・許可番号(22ーユー300032)

●取り扱い職種の範囲は、全職種・地域は国内です。

●手数料に関する事項

・求人者から徴収する手数料については下記手数料表(消費税を除く)の通りです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就業後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% を限度とする額 【期間制限の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% を限度とする額 手数料負担者は求人者とします。
求人者の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就業後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% を限度とする額 【期間制限の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% を限度とする額 手数料負担者は求人者とします。

・求職者から手数料は徴収致しません。

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については誠意をもって対応いたします。

苦情申出先:職業紹介責任者 水口 貴仁 連絡先:055-920-5020

●返戻金制度に関する事項

・当事業所は変戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部または一部を返戻する制度)を設けています。詳細は別紙(1)のとおりです。

※職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5取扱職種の範囲等の明示です。

《短期退職の場合の措置》

派遣先・求人先、以下「甲」という

派遣元・紹介事業者、以下「乙」という

乙の雇用した労働者、以下「丙」という

1.万一、専ら乙の事由に起因し、又は丙の自己都合により、丙が校への入社後6カ月以内に退職することとなった場合は、乙は甲に対して次の各号に定めたとおり、受領した手数料の返戻をするものとする。

但し、各号の実施時期、実施方法等の詳細については、その都度甲乙協議の上、合意し決定するものとする。

(1)入社後1ヶ月以内の退職の場合は、受領した紹介手数料の5分の4の額を甲に返戻するものとする。

(2)入社後1ヶ月を超え2ヶ月以内の退職の場合は、受領した紹介手数料の2分の1の額を甲に返戻するものとする。

(3)入社後2ヶ月を超え3ヶ月以内の退職の場合は、受領した紹介手数料の5分の1の額を甲に返戻するものとする。

2. 丙が専ら甲の事由により起因し退職した場合又は解雇された場合、

もしくは丙が死亡等の不測の事態により入社後3カ月以内に退職した場合は、受領した紹介手数料は返戻の対象としない。